

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
が休日、
日翌日
当たりの)

目 次

- ◇ 告 示 県立自然公園の区域の変更(二件)(自然保護課)
- 県立自然公園の公園計画の決定(二件)(シ)
- 県立自然公園の特別地域の指定(二件)(シ)

告 示

鳥取県告示第七百九十五号

鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二号)第五条において準用する同条例第四条第一項の規定に基づき、次のとおり県立自然公園の区域を変更したので、同条例第五条において準用する同条例第四条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部自然保護課並びに羽合町役場、東郷町役場、倉吉市役所及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成六年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域を変更する県立自然公園の名称

三朝東郷湖県立自然公園

二 変更に係る県立自然公園の区域

削除する区域

倉吉市河原町、広瀬町、鍛冶町二丁目、福吉町、福吉町二丁目、越殿町、越中町、旭田町、金森町、西倉吉町、東倉吉町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、西仲町、東仲町、大正町、大正町二丁目、明治町、明治町二丁目、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、魚町、研屋町、荒神町、東町、宮川町、宮川町二丁目、幸町、駄経寺町二丁目、見日町、東昭和町、南昭和町、上灘町、米田町二丁目、下田中町、東巖城町、上井町一丁目、昭和町一丁目及び昭和町二丁目の各全部並びにみどり町、八幡町、余戸谷町、鍛冶町一丁目、瀬崎町、西町、仲ノ町、葵町、湊町、住吉町、駄経寺町、新陽町、米田町、広栄町、上余戸、下余戸、八屋、伊木、山根及び上井町二丁目の各一部

国有林倉吉営林署二十一林班の一部

鳥取県告示第七百九十六号

鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二号)第五条において準用する同条例第四条第一項の規定に基づき、次のとおり県立自然公園の区域を変更したので、同条例第五条において準用する同条例第四条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部自然保護課並びに日野町役場及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成六年十二月一日

一 区域を変更する県立自然公園の名称

鳥取県知事 西 尾 邑 次

奥日野県立自然公園

二 変更に係る県立自然公園の区域
追加する区域

日野郡日野町黒坂、久住及び福長の各一部

日野郡日南町生山の一部

国有林倉吉営林署一〇二六林班の一部

鳥取県告示第七百九十七号

鳥取県立自然公園条例（昭和三十八年三月鳥取県条例第二号）第六条第一項の規定に基づき、三朝東郷湖県立自然公園の公園計画を決定したので、同条第二項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成六年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保護規制計画

1 特別地域

(一) 第一種特別地域

東伯郡三朝町大字三徳の一部

国有林倉吉営林署七林班の一部

(二) 第二種特別地域

東伯郡三朝町大字三徳の一部

国有林倉吉営林署六林班、七林班、九林班、十二林班、十六林班、十八林班及び二十林班の各一部

(三) 第三種特別地域

倉吉市みどり町、余戸谷町、広瀬町、仲ノ町、葵町及び駄経寺町の各一部

2 普通地域

東伯郡東郷町大字宮内、大字北福、大字白石、大字川上及び大字羽衣石の各一部
国有林倉吉営林署八林班、十二林班、十六林班、十八林班及び二十林班の各一部

東伯郡羽合町大字宇野、大字南谷、大字赤池、大字上橋津及び大字上浅津の各全部並びに大字橋津、大字下浅津、大字光吉の各一部

東伯郡東郷町大字宮内、大字藤津、大字北福、大字漆原、大字方地、大字白石、大字野方、大字中興寺、大字松崎、大字旭、大字龍島、大字久見、大字川上、大字方面、大字田畑、大字高辻、大字門田、大字長江、大字国信、大字別所、大字引地、大字小鹿谷、大字野花、大字長和田、大字羽衣石、大字佐美及び大字埴見の各全部
東伯郡三朝町大字神倉、大字西尾、大字東小鹿、大字高橋、大字西小鹿、大字大瀬、大字三朝、大字山田、大字吉田、大字三徳、大字砂原、大字片柴、大字坂本、大字余戸、大字俵原及び大字横手の各全部

国有林倉吉営林署一林班から五林班まで、十林班、十一林班、十三林班から十五林班まで、十七林班、十九林班及び二十二林班から三十林班までの各全部並びに六林班、八林班、九林班、十二林班、十六林班、十八林班、二十林班及び二十一林班の各一部

倉吉市福庭、伊木、八屋、下余戸、上余戸、広栄町、大原、栗尾、円谷町、米田町、駄経寺町、仲ノ町、葵町、広瀬町、余戸谷町、みどり町、富海、田内、巖城及び三明寺の各一部

二 利用施設計画

1 単独施設

施設の種類 位置

水泳場 東伯郡羽合町大字橋津（橋津海岸）

園地 東伯郡羽合町大字橋津（橋津海岸）

展望施設 東伯郡羽合町大字上橋津（馬ノ山）

園地 東伯郡羽合町大字上浅津（羽合温泉）

駐車場 東伯郡羽合町大字上浅津（羽合温泉）

宿舎	東伯郡羽合町大字上浅津 (羽合温泉)
広場	東伯郡羽合町大字上浅津 (羽合温泉)
園地	東伯郡東郷町大字宮内 (倭文神社)
園地	東伯郡東郷町大字松崎 (東郷温泉)
宿舎	東伯郡東郷町大字松崎 (東郷温泉)
舟遊場	東伯郡東郷町大字松崎 (東郷温泉)
園地	東伯郡東郷町大字北福 (今滝)
園地	東伯郡東郷町大字白石 (鉢伏山)
駐車場	東伯郡東郷町大字白石 (鉢伏山)
野営場	東伯郡東郷町大字白石 (鉢伏山)
園地	東伯郡東郷町大字羽衣石 (羽衣石城址)
宿舎	東伯郡三朝町大字三朝 (三朝温泉)
駐車場	東伯郡三朝町大字三朝 (三朝温泉)
駐車場	東伯郡三朝町大字三德 (三德山)
園地	東伯郡三朝町大字三德 (三德山)
園地	東伯郡三朝町大字神倉 (小鹿溪)
園地	倉吉市福庭 (大平山)
園地	倉吉市葵町 (打吹山)
駐車場	倉吉市葵町 (打吹山)
2 道路	
車道	
路線名	区間
鉢伏山縦走線	起点 東伯郡東郷町大字北福 (県立自然公園境界)
	終点 東伯郡東郷町大字麻畑 (県道分岐点)
三朝・河原線	起点 東伯郡三朝町大字神倉 (県道附帯展望駐車場)
	終点 東伯郡三朝町大字中津 (県立自然公園境界)
歩道	

路線名	区間
中国自然歩道線	起点 東伯郡三朝町大字俵原 (県立自然公園境界)
	終点 倉吉市円谷町 (県立自然公園境界)
	起点 倉吉市駄経寺町 (県立自然公園境界)
	終点 倉吉市みどり町 (県立自然公園境界)
三德山探勝線	起点 東伯郡三朝町大字三德 (歩道起点)
	終点 東伯郡三朝町大字神倉 (歩道終点)
打吹山探勝線	起点 倉吉市米田町 (歩道起点)
	終点 倉吉市みどり町 (歩道分岐点)
	起点 倉吉市仲ノ町 (歩道分岐点)
	終点 倉吉市みどり町 (歩道終点)
小鹿溪探勝線	起点 東伯郡三朝町大字神倉 (歩道起点)
	終点 東伯郡三朝町大字中津 (歩道終点)
鳥取県告示第七百九十八号	
鳥取県立自然公園条例 (昭和三十八年三月鳥取県条例第二号) 第六条第一項の規定に基づき、奥日野県立自然公園の公園計画を決定したので、同条第二項の規定により、その概要を次のとおり告示する。	
平成六年十二月一日	
鳥取県知事 西 尾 邑 次	
一 保護規制計画	
(一) 特別地域	
1 第二種特別地域	
日野郡日野町中菅の一部	

日野郡日南町生山及び下石見の各一部
2 第三種特別地域

(一) 普通地域
日野郡日野町舟場、下榎、下黒坂及び中菅の各一部
日野郡日南町神戸上、下石見及び菅沢の各一部

(二) 普通地域
日野郡日野町舟場、根雨、野田、高尾、本郷、安原、津地、下菅、中菅、上菅、下榎、黒坂、下黒坂、小河内、久住及び福長の各一部
日野郡日南町花口、神戸上、生山、菅沢及び下石見の各一部
国有林倉吉営林署一〇二六林班の一部

二 利用施設計画

(一) 単独施設

施設の種類 位置

展望施設 日野郡日野町大字舟場(古峠山)

野営場 日野郡日野町大字下黒坂(鶴ノ池)

園地 日野郡日野町大字下黒坂(鶴ノ池)

園地 日野郡日野町大字久住(久住滝)

園地 日野郡日野町大字中菅(滝山)

駐車場 日野郡日野町大字中菅(滝山)

園地 日野郡日南町大字生山(石霞溪)

スキー場 日野郡日南町大字神戸上(花見山)

駐車場 日野郡日南町大字神戸上(花見山)

宿舎 日野郡日南町大字神戸上(花見山)

園地 日野郡日南町大字本山(日野高原)

(二) 道路

歩道

路線名 区間

滝山花見山縦走線 起点 日野郡日野町大字中菅(県道分岐点)

自転車道

路線名 区間

日南湖畔線 起点 日野郡日南町大字菅沢(国道分岐点)

終点 日野郡日南町大字菅沢(国道分岐点)

終点 日野郡日南町大字神戸(町道終点)

鳥取県告示第七百九十九号

鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二号) 第十一条第一項の規定に基づき、三朝東郷湖県立自然公園の区域内に次のとおり特別地域を指定したので、同条例第十一条第二項において準用する同条例第四条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部自然保護課並びに羽合町役場、東郷町役場、倉吉市役所及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成六年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 第一種特別地域

東伯郡三朝町大字三徳の一部

国有林倉吉営林署七林班の一部

二 第二種特別地域

東伯郡三朝町大字三徳の一部

国有林倉吉営林署六林班、七林班、九林班、十二林班、十六林班、十八林班及び二十林班の各一部

倉吉市みどり町、余戸谷町、広瀬町、仲ノ町、葵町及び駄経寺町の各一部

三 第三種特別地域

東伯郡東郷町大字宮内、大字北福、大字白石、大字川上及び大字羽衣石の各一部

国有林倉吉営林署八林班、十二林班、十六林班、十八林班及び二十林班の各一部

鳥取県告示第八百号

鳥取県立自然公園条例（昭和三十八年三月鳥取県条例第二号）第十一条第一項の規定に基づき、奥日野県立自然公園の区域内に次のとおり特別地域を指定したので、同条例第十一条第二項の規定において準用する同条例第四条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部自然保護課並びに日野町役場及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成六年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 第二種特別地域

日野郡日野町中菅の一部

日野郡日南町生山及び下石見の各一部

二 第三種特別地域

日野郡日野町舟場、下榎、下黒坂及び中菅の各一部

日野郡日南町神戸上、下石見及び菅沢の各一部